

【新型コロナウイルスに関わる日本からの渡航者・日本人に対する各国・地域の入国制限措置および入国後の行動制限につきまして】

海外渡航情報

最終更新日：2021年5月17日

◆本情報は、当局が公式に発表した情報を中心に掲載していますが、新型コロナウイルスをめぐる各国の対応策は流動的ですので、本情報の内容から更に変更されている可能性もあります。これらの国への渡航を検討される際には、各国当局のホームページを参照するほか、在京大使館に確認するなど、最新の情報を十分に確認してください。

◆無症状であること、陰性証明書の携行、各国当局のウェブサイトへの事前の登録等の入国の条件について必ずしも網羅的に記載していませんでした。今般、国際的な人の往來の再開に向けた各種措置の開始に伴い、このような情報についてのニーズが高まっていることから、本ページに判明している限りで概要を記載することとしました。これらの国への渡航を検討される際には、詳細な条件等について、必ず現地の日本国大使館・領事館や各国当局のホームページを参照するほか、在京大使館に確認するなど、最新の情報を十分に確認してください。

◆入国制限及び行動制限措置に記載されていない場合であっても、日本人が日本以外の国から別の国に渡航する場合（トランジットを含む。）に、渡航先の国が日本人の入国に制限を課すケースがあります。現地の日本国大使館・領事館や各国当局のホームページを参照してください。

◆中国の入国制限及び入国に際しての条件・行動制限の詳細については、下記URLも併せてご参照ください。

https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/cn_colomn.html

感染症危険情報

最終更新日：2020年8月26日

「感染症危険情報」は、新型インフルエンザ等危険度の高い感染症に関し、渡航・滞在にあたって特に注意が必要と考えられる国・地域について発出される海外安全情報です。

危険情報の4段階のレベルを使用し、世界保健機関（WHO）等国際機関の対応や、発生源・地域の流行状況、主要国の対応等を総合的に勘案して発出します。また、4段階のレベルごとの表現に収まらない感染症特有の注意事項を、状況に応じて付記します。

1. 外務省は、海外における感染症発生初期の段階では、基本的に「感染症広域情報」及び「感染症スポット情報」により、一般的な注意喚起を行います。そして、新型インフルエンザの発生が予測される場合や、未知・既知の感染症の流行拡大が懸念される場合には、WHO等国際機関の対応や、発生源・地域の状況（流行状況、現地医療体制等）、主要国の対応等を総合的に勘案して、「感染症危険情報」を発出します。

2. 「感染症危険情報」の発出後も、「感染症広域情報」や「感染症スポット情報」により、最新の情報を提供します。

3. 「感染症危険情報」のレベル及び発出の目安

「感染症危険情報」の4段階のレベルごとの発出の目安は以下のとおりです。

◆レベル1：十分注意してください。	・特定の感染症に対し、国際保健規則（IHR）第49条によりWHOの緊急委員会が開催され、同委員会の結果から、渡航に危険が伴うと認められる場合等。
◆レベル2：不要不急の渡航は止めてください。	・特定の感染症に対し、IHR第49条によりWHOの緊急委員会が開催され、同委員会の結果から、同第12条により「国際的に懸念される公衆の保健上の緊急事態（PHEIC）」としてWHO事務局長が認定する場合等。
◆レベル3：渡航は止めてください。（渡航中止勧告）	・特定の感染症に対し、IHR第49条に規定する緊急委員会において、第12条に規定する「国際的に懸念される公衆の保健上の緊急事態（PHEIC）」が発出され、同第18条による勧告等においてWHOが感染拡大防止のために貿易・渡航制限を認める場合等。
◆レベル4：退避してください。渡航は止めてください。（退避勧告）	・特定の感染症に対し、上記のレベル3に定めるWHOが感染拡大防止のために貿易・渡航制限を認める場合であって、現地の医療体制の脆弱性が明白である場合等。

また、上記の4段階のレベルごとの表現に収まらない感染症特有の注意事項を、状況に応じて付記します。以下は代表的な例であり、実際の状況に応じて具体的な注意事項を付記していきます。

「出国できなくなる恐れがありますので、（早期の）退避を検討してください。」

・商業便が運行停止となるなど、出国できなくなる恐れがある場合等。

「現地で十分な医療が受けられなくなる恐れがありますので、（早期の）退避を検討してください。」

・現地の医療体制が脆弱で、当該感染症及びその他の疾病について十分な医療が受けられない恐れがある場合等。

「現地の安全な場所に留まり、感染対策を徹底してください。」

・WHOの感染拡大封じ込め措置によって封鎖された国・地域の邦人に対し、同措置への協力を呼びかける場合等。

4. 「感染症危険情報」の区分け

予防対策の目安を4つのレベルごとに区分けして表示します。

凡例：

【Level 1】 「レベル1：十分注意してください。」その国・地域への渡航、滞在に当たって危険を避けていただくため特別な注意が必要です。
【Level 2】 「レベル2：不要不急の渡航は止めてください。」その国・地域への不要不急の渡航は止めてください。渡航する場合には特別な注意を払うとともに、十分な安全対策をとってください。
【Level 3】 「レベル3：渡航は止めてください。（渡航中止勧告）」その国・地域への渡航は、どのような目的であれ止めてください。（場合によっては、現地に滞在している日本人の方々に対して退避の可能性や準備を促すメッセージを含むことがあります。）
【Level 4】 「レベル4：退避してください。渡航は止めてください。（退避勧告）」その国・地域に滞在している方は滞在地から、安全な国・地域へ退避してください。この状況では、当然のことながら、どのような目的であれ新たな渡航は止めてください。

(1) 「感染症危険情報」は、皆さんが渡航・滞在する際の判断材料です。

感染症危険情報それ自体には、国民の渡航・滞在を制限するような強制力はありません。危険情報は、あくまでもその国・地域の安全対策の目安を示したものです。最終的に渡航や退避の判断をするのは皆さん自身です。その際には、この危険情報を参考に適切な判断をしていただくようお願い申し上げます。

アジア

[韓国]		
感染症危険情報	入国のための諸条件および注意	入国後の滞在条件
Level2	<p>入国に対しての制限は特になし。</p>	<p>全世界の在外韓国公館で発給した短期査証の効果を停止するとともに、韓国に対して入国制限措置をとった国・地域に対しては、相互主義の観点から、査証免除・無査証入国を制限している。日本については、相互主義の観点から、2020年3月9日以降、日本に対する査証免除措置と既に発給された査証の効力を停止している。同措置は、韓国国内で外国人登録（永住資格を含む）又は居所申告が有効な場合には、適用されない。</p> <p>全ての入国者に対して、健康状態質問書及び特別検疫申告書の作成、入国検疫での発熱チェック、韓国国内滞在住所及び連絡先（携帯電話）の提出並びに自己診断アプリのインストール等を求める。</p> <p>全ての入国者に対して、入国後1日以内のPCR検査の受検及び原則14日間の自宅又は施設での隔離を義務付ける。</p> <p>2020年10月8日から、日本との間でビジネストラックを開始。駐日韓国大使館・総領事館において「重要な事業上の目的の隔離免除書」を発行される外国国籍者（日本国籍者を含む。国籍不問。）及び外交・公務査証を発給される日本国籍者は、14日間の隔離が免除される。2021年1月14日から別途案内するまで、隔離免除書の発給（注：ビジネストラックに当たる措置）を停止する（ただし、発給済みの隔離免除書所持者は、隔離免除が認められる。）。隔離免除を伴わない入国（注：レジデントトラックに当たる措置）は引き続き認められる。</p> <p>改正感染症予防法に基づき、2020年11月13日から新型コロナウイルス感染症防止のためのマスク着用命令の違反者に10万ウォン（約9,200円）の罰金を科す。</p> <p>コロナ変異株対策として、隔離解除前に追加のPCR検査を実施する。また、全ての外国人入国者に対して、出国前72時間以内に発給されたPCR陰性確認書の提出を義務付ける（空港では2021年1月8日から、港湾では同1月15日から）。</p>
[台湾]		
感染症危険情報	入国のための諸条件および注意	入国後の滞在条件
Level2	<p>2020年3月19日から、外国人の観光目的での入国は一律禁止されている（含、友人訪問等。）。</p> <p>2020年6月29日から、ビジネス、親族訪問、研修、国際会議や展覧会への出席、国際交流事業、ボランティア、布教活動、ワーキングホリデー、青少年交流又は求職等を目的とする入国は、台湾の在外事務所に必要書類を提出し、審査を経て特別入国許可を取得すれば、入国が可能となる。</p> <p>留学生の入国については、2020年8月24日以降、全ての国・地域の学位生（外交部奨学金生で先に中国語課程を履修する者含む）の入国を開放している。</p> <p>2020年3月24日から当面の間、航空機のトランジットが禁止されているが、2020年6月25日から桃園空港でのトランジットを条件付きで再開した。具体的には、一部の乗り継ぎ便を除き、特定の航空会社（現時点ではチャイナエアライン、エバー航空、キャセイパシフィック航空）が運航する便を利用し、かつ空港滞在時間が8時間以内の場合に限り、乗り継ぎが認められる。</p> <p>2020年12月1日から当面の間、台湾に入国又は台湾でトランジットを行う全ての旅客は、身分（国籍・地域）及び訪台目的に関わらず、例外なく搭乗前3営業日以内に検査したPCR検査陰性証明書を提出しなければ、訪台便に搭乗できない。</p> <p>2021年1月1日から、当面の間、外国人の入国を原則禁止し（居留証を有する外国人の再入国、ビジネス上の契約や外交公務による訪台、人道的考慮を有する訪台、台湾人の配偶者・未成年の子及びその他特別な許可がある場合は除く。）、トランジットを暫時停止していたが、2021年3月1日から解除する。2021年3月1日から、全ての国からの渡航者は、観光や一般的な訪問以外の滞在目的であれば、台湾の在外事務所に「特別入国許可」を申請し、許可を得れば渡航が可能となる。</p>	<p>2021年3月1日から、全ての国からの渡航者は、観光や一般的な訪問以外の滞在目的の場合、台湾の在外事務所に「特別入国許可」を申請し、許可を得れば渡航が可能となるが、これまでと同様、人道的理由や船員・乗組員として入国する場合を除き、出発前3日以内にPCR検査を行って陰性証明書を取得するとともに、14日間の自宅・指定ホテル等での隔離の対象となり、自宅又は指定地点からの外出、公共交通機関の利用は認められない。自宅隔離中、所轄の里長（町内会長）等が毎日1、2回電話で対象者の健康状態を確認する。14日間が経過した後は7日間の自主健康管理（注2）の実施が求められる（従わない場合は罰則あり。）。</p> <p>2020年12月1日から当面の間、台湾に入国又は台湾でトランジットを行う全ての旅客は、身分（国籍・地域）及び訪台目的に関わらず、例外なく搭乗前3営業日以内に検査したPCR検査陰性証明書を提出しなければ、訪台便に搭乗できない。</p> <p>2020年5月4日から、（隔離先となる）自宅等に、①65歳以上の高齢者、6歳以下の子ども、慢性疾患患者のいずれかがいる場合、又は②自宅隔離者が単独で使用できる個室（トイレ、浴室を含む。）がない場合は、入国後に指定ホテルに滞在しなければならない（従わない場合は罰則あり。）。</p> <p>また、2020年6月22日から、一部の国・地域からのビジネス目的での入国については、以下の条件を満たせば、入国後待機期間の短縮が認められる。</p> <p>【条件】</p> <ol style="list-style-type: none"> ①台湾滞在日数が3か月以内であること ②ビジネス目的（検品、アフターサービス、技術指導・研修、契約等）であること ③感染リスクが「低い」国／地域（低感染リスク国／地域。以下（注1）参照。）、又は「やや低い」国／地域（低中感染リスク国／地域。以下（注1）参照。）からの渡航者であること ④搭乗前14日以内に「低い」又は「やや低い」以外の国／地域への渡航歴がないこと ⑤受入機関の関連証明書類、搭乗前3ワーキングデー以内のPCR検査陰性証明書、訪台中の行程表、防疫計画書を提出すること <p>短期のビジネス関係者のうち、低感染リスク国・地域から入国する場合は、入国の翌日から5日間指定ホテル等に滞在した後、PCR検査を受け、結果が陰性の場合、入国後21日間の自主健康管理（注2）への変更申請が可能となる。</p> <p>また、低中感染リスク国・地域から入国する場合は、入国の翌日から7日間指定ホテル等に滞在した後、PCR検査を受け、結果が陰性の場合、入国後21日間の自主健康管理への変更申請が可能となる。</p> <p>留学生の入国については、2020年8月24日以降、全ての国・地域の学位生（外交部奨学金生で先に中国語課程を履修する者含む。）の入国を開放している。訪台する学生は、教育部及び受入先教育機関の指導に従い、入国後は指定ホテル、学生寮等で14日間の待機が求められる。</p> <p>なお、2020年12月1日から、医療・介護、公共交通、生活消費、教育学習、展覧鑑賞・スポーツ観戦、休暇娯楽、宗教祭事、手続機関におけるマスク着用が強制となる。マスクを着用せず、指示に従わない場合は罰金を科される。</p> <p>（注1）低感染リスク国・地域：ニュージーランド、マカオ、パラオ、フィジー、ブルネイ、ラオス、ナウル、東ティモール、モーリシャス、マーシャル諸島、ブータン、豪州、シンガポール、ベトナム 低中感染リスク国・地域：豪州、シンガポール、ベトナム、カンボジア、香港、モーリシャス （注2）自主健康管理とは、各自に以下の行動を求めるもの。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①毎日自ら検温すること、 ②現地衛生当局にSNSで健康状況を報告すること、 ③外出時はマスクを着用すること、 ④毎日の行動・接触歴を記録すること、 ⑤日程表に記載されたとおりの限定的ビジネス活動に従事すること及び ⑥公共の場所への出入りを極力自粛すること。

[中国]		
感染症危険情報	入国のための諸条件および注意	入国後の滞在条件
Level2	<p>2020年3月31日から、15日以内の滞在であれば査証を免除する措置を全て一時的に停止する。</p> <p>2020年3月28日から、それまでに発行された有効な訪中査証及び居留許可証による外国人の入国を暫定的に停止する。</p> <p>新たに取得した査証での入国は可能である。2020年6月17日から東京・名古屋の中国査証申請サービスセンター、2020年6月18日から大阪の中国査証申請センターにおいて、経済貿易・科学技術・人道主義等の理由に限り、現地外事弁公室の招待状の事前取得など条件付きで査証発給を再開している。</p> <p>2020年9月25日から、日本から中国への渡航には、航空機搭乗前3日以内（発行日を基準とする）の新型コロナウイルスPCR検査陰性証明書が必要である。</p> <p>2020年9月28日から、就労及び家族との同居についての居留許可を有する外国人の査証なしでの入国を許可する。</p> <p>2020年11月2日から、既に招聘状を取得済みの経済・貿易・科学技術関連事業に従事者、「外国人工作許可通知」及び招聘状を取得済みの就労予定者、重篤直系親族の看病や直系親族の葬儀参加者、乗務査証に査証申請範囲を制限している。</p> <p>2020年11月30日から、ビジネストラック、レジデネストラックが運用開始している。詳細な条件等は、https://www.mofa.go.jp/mofaj/a_o/c_m1/page24_001212.htmlを参照。</p> <p>2021年3月1日から、（ア）かつて新型コロナウイルスに感染しPCR検査と抗体検査が一貫して陽性の者、（イ）ワクチンを接種し抗体検査が陽性の者、（ウ）日本で乗船し中国に向かう国際航路の船員の出国前検査に関する調整措置を開始している。</p> <p>（ア）は大使館・領事館に病歴と検査状況を正確に伝えた上で、①胸部のCTスキャンかX線の診断証明と2回のPCR陰性証明を取得し、②14日間の自己隔離と健康モニタリングを実施し「自己隔離管理承諾書」に署名し、③航空機搭乗2日前以内に中国側の指定する医療機関でPCR検査とIgM抗体検査の陰性証明を取得する。</p> <p>（イ）は健康コード申請時に検査結果と共にワクチン接種証明をアップロードする。</p> <p>（ウ）は乗船2日前以内に中国側の指定する医療機関で取得したPCR検査と血清IgM抗体検査の陰性証明を所持すれば、健康コードの申請は必要ないが、「必要がなければ、下船・乗船しない」との原則を堅持する。</p>	<p>2020年11月8日から、日本から中国への渡航には、航空機搭乗前3日以内（検体採取日を基準とする）の新型コロナウイルスPCR検査陰性証明書及び血清IgM抗体検査陰性証明書が必要である。各地の入国後の行動制限の詳細については、こちらのリンクをご覧ください。</p> <p>https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/cn_column.html</p> <p>外部サイトへ移動します。（外務省安全ホームページ）</p>
[香港]		
感染症危険情報	入国のための諸条件および注意	入国後の滞在条件
Level2	<p>海外（豪州、ニュージーランド、シンガポールを除く）から航空機で香港国際空港に到着した全ての非香港居住者、中国本土、マカオ、台湾から入境する非香港居住者で、過去14日以内に左記以外の海外滞在歴のある者の入国を禁止する。</p>	<p>日本はグループC（中リスク）に分類されている。同地域からの入境者は、香港向け航空機の搭乗に当たり、香港の指定検疫ホテルにおける21日以上の宿泊予約確認書を呈示する必要があり、入境後、同ホテルで21日間の強制検疫を受ける。</p>
[フィリピン]		
感染症危険情報	入国のための諸条件および注意	入国後の滞在条件
Level3	<p>2020年3月22日から当面の間、全ての在外公館における新規査証発給を停止する。また、査証免除制度についても運用を停止する。ただし、有効かつ既存の査証を所持する者等の入国は許可する。所持している有効な査証が特別居住退職者ビザ（SRRV）又は短期渡航者ビザ（9(A)）の場合は、フィリピン外務省発行の「入国禁止措置からの免除書類」（※）を提示することを条件に入国を許可する（※当該査証の発給に関係した官庁からの推薦に基づきフィリピン外務省が発行する書類。詳しくは在京フィリピン大使館に御確認ください。）</p>	<p>入国時及び入国7日目にPCR検査を受けるとともに、10日目まで事前予約済みの検疫施設での隔離を続けた上で、検査結果が陰性の場合、国内目的地に移動し、14日間の隔離期間の残りを当該地域の緊急対応チームの監督の下過ごすことを求める。</p>
[インドネシア]		
感染症危険情報	入国のための諸条件および注意	入国後の滞在条件
Level3	<p>2021年1月1日から当面の間は、一時滞在許可（KITAS）や定住許可（KITAP）の保持者、有効な訪問査証や一時滞在査証の保持者等を除く全ての外国人の入国を禁止する。</p>	<p>入国時に遵守すべき保健プロトコル及び持参すべき健康証明書の要件は、以下のとおり。</p> <p>2021年1月1日から当面の間、入国が認められるのは一時滞在許可（KITAS）や定住許可（KITAP）の保持者、有効な訪問査証や一時滞在査証の保持者等であり、入国の際に下記の措置が実施される。</p> <p>・インドネシアに到着後、検疫当局による体温測定、e-HAC（電子ヘルス・アラートカード）に入力された出発時刻前72時間以内に検体採取されたPCR検査の陰性証明書・健康証明書を確認。その後5日間、外国人は、政府が認定した宿泊施設で、自費で待機。隔離1日後及び5日後、PCR検査を受検し、結果が陰性であれば、移動を許可される。</p> <p>（注）健康証明書の要件：</p> <p>①決まった書式はない（様式自由）ものの、医療機関が英語で発行したものであること ②申請者が航空機搭乗に適しており、発熱、咳、のどの痛み、くしゃみ、呼吸困難などの呼吸器感染症の症状がないことが記載されたものであること ③PCR検査陰性結果の記載が含まれたものであること</p>

[シンガポール]		
感染症危険情報	日本国籍の入国可否	入国のための諸条件および注意
Level2	<p>過去21日以内（2021年5月7日までは過去14日以内）にバングラデシュ、インド、ネパール、パキスタン、スリランカへの滞在歴がある全ての外国人（永住者を除く。）は入国及びトランジットを禁止する。</p> <p>なお、トランジットについては、民間航空庁の許可を得た航空会社により、30数か国の一部都市からのみ可能</p>	<p>長期ビザ保持者等、シンガポール政府の承認を得て日本からシンガポールに渡航する者は、出国前72時間以内にPCR検査受検が必要となる。また、全ての入国者（永住者、長期滞在者及びビジネストラックを利用してシンガポールから日本に渡航し、その後、日本からシンガポールに戻る渡航者を含む。）に指定された施設での14日間の隔離を義務付ける（罰則あり。）。ただし、ビジネストラックを利用して、日本からシンガポールへ新規に入国する場合は、14日間の隔離は引き続き免除される。</p>
[マレーシア]		
感染症危険情報	入国のための諸条件および注意	入国後の滞在条件
Level3	<p>2020年3月18日から、外国人渡航者の入国は原則禁止する（注：出国は可能。）。</p> <p>例外として、①2020年5月17日から、MM2H（マレーシア・マイ・セカンド・ホーム）査証保有者の再入国を許可する。</p> <p>また、②2020年6月10日から、主要又は技術的ポストにある企業職員・技能労働者・知識労働者及びその扶養家族・使用人の入国を許可する（いずれも現地駐在者が対象。国籍は問わない。）。</p> <p>③2020年6月24日から、留学生（高等教育機関、インターナショナルスクール）及び医療ツーリズム目的の渡航者の入国を許可する。</p> <p>④長期滞在ビザを保有していない外国人で、マレーシア人の配偶者及びその家族についての入国を許可する。</p> <p>⑤永住者について入国を許可する。</p> <p>2020年9月7日から、上記①～⑤の例外にかかわらず、（ア）累積感染者数が15万人を超える国（※2020年9月7日時点で15万人以上の国を指し、米国、インド、ブラジル等23か国。なお、日本は含まれていない。）の国籍者、及び（イ）当該国に居住する非マレーシア国籍者等の入国を原則拒否する。</p> <p>2020年9月21日から、上記②に該当する者は、対象23か国の国籍者又は当該国に居住する非マレーシア国籍者であっても入国を許可する。</p>	<p>例外的に入国が許可される外国人のマレーシア入国に際しては、政府指定の隔離センターでの10日間の隔離等、回復のための活動制限令（RMCO）の全ての規定を遵守する必要があるほか、類型毎に以下の条件を満たす必要がある。</p> <p>① MM2H（マレーシア・マイ・セカンド・ホーム）査証保有者の再入国に際しては、以下の措置をとることが条件となる。 （ア）出発前の所定のオンラインフォームの提出及びマレーシア入国管理局からの許可受領（参考） https://www.my.emb-japan.go.jp/itpr_ja/newinfo_06102020C.html （イ）マレーシア到着時のPCR検査結果が陰性であること （ウ）自宅での10日間の隔離（ただし、2020年7月24日からは政府指定の隔離センターでの隔離） （エ）接触者追跡アプリのダウンロード（7月6日以降、MM2H入国管理ユニットが観光・芸術・文化省から入国管理局に移管されることを受け、新規申請受付は12月頃まで停止中。） （注：7月6日以降、MM2H入国管理ユニットが観光・芸術・文化省から入国管理局に移管されることを受け、新規申請受付は12月頃まで停止中。）</p> <p>② 主要又は技術的ポストにある企業職員・技能労働者・知識労働者及びその扶養家族・使用人の入国（いずれも現地駐在者。）に当たっては、マレーシア到着前到着時のPCR検査結果が陰性であること、入国後10日間の自宅隔離（ただし、2020年7月24日からは政府指定の隔離センターでの隔離）等が条件となる。</p> <p>③ 留学生（高等教育機関、インターナショナルスクール）及び医療ツーリズム目的の渡航者の入国に際しては、マレーシア到着時のPCR検査結果が陰性であること、接触者追跡アプリのダウンロード、当局への事前登録等が条件となる。</p> <p>④ 長期滞在ビザを保有していない外国人で、マレーシア人の配偶者及びその家族（累積感染者数が15万人を超える国（※2020年9月7日時点で15万人以上の国を指し、米国、インド、ブラジル等23か国。なお、日本は含まれていない。）からの渡航者を除く。）は、入管通過直後に必要なビザ申請等を行うことで入国を許可する。</p> <p>⑤ 永住者は、事前登録申請なしでの入国を許可する。</p>
[ベトナム]		
感染症危険情報	日本国籍の入国可否	入国のための諸条件および注意
Level2	<p>2020年3月22日から、全ての国・地域からの外国人の入国を停止する（ただし、外交旅券、公用旅券所持者、その他特別な場合（①重要な外交活動に参加、従事する外国人、②専門家、企業管理者、高技能労働者等）に対しては、必要であれば査証を発給する。在ベトナムの各代表機関が、それらの者に対する医療観察を実施することを約束する形をとる。さらに、専門家、企業管理者、高技能労働者については、居住国の権限ある陰性証明書を提示し、証明書に関するベトナム政府の承認を得る必要がある。）。ハノイ空港、ホーチミン空港では国際線旅客便の受入れを停止する。</p>	<p>ベトナムへの入国に際しての条件は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入国承認等の事前申請・取得 ・一時在留カード（TRC）又は査証の事前申請・取得 ・入国前のPCR検査等の受検と陰性証明書の取得（注） ・入国前24時間以内のオンラインでの医療申告 ・入国後14日間の隔離、隔離期間中の所定の回数のPCR検査等の受検。 <p>2020年11月1日から、日本在住で、ベトナムでの滞在期間が14日以内であって、商用目的で渡航する者を対象として、優先往来制度（ビジネストラック）の適用を開始している。この場合、入国承認等の事前申請の際に、優先往来制度の適用を申請する旨明記するとともに、渡航者のベトナム滞在中の行動計画、移動手段、宿泊場所（隔離施設（ホテル））、具体的な外出先、及び渡航者と接触する者の安全計画を記載する。滞在中、全ての移動は専用車両で行い、事前に承認を受けた行動計画等に記載されている用務での外出を除いては、隔離施設（ホテル）の自身の部屋から出ることにはできない。また、入国し、隔離施設に到着した後1回目、その後、ベトナム滞在中2日に1度、更に出国の1日前に最後のRT-PCR検査を受ける。</p> <p>（注）入国者は、PCR検査等（RT-PCR又はRT-LAMP法。鼻咽頭拭い液方式）を受け、入国3日から5日前までに発行された陰性証明書を取得しなければならない。優先往来制度の場合、入国者は、RT-PCR検査（鼻咽頭拭い液方式）を入国3日から5日前までに受検した陰性証明書を取得しなければならない。</p> <p>証明書は「TeCO」に掲載の医療機関で取得する必要がある。証明書には、渡航者氏名、年齢（生年月日）、性別、国籍、パスポート番号、日本での住所、ベトナムでの住所、医療機関名、検体採取日、検査日、検査法、検査結果、入国予定日、陰性証明書の発行日を記載する。英語又はベトナム語で記載し、検査を受けた医療機関の有効な印鑑と署名が必要。</p>

[タイ]		
感染症危険情報	入国のための諸条件および注意	入国後の滞在条件
Level2	国籍を問わず、全てのタイプのビザ申請の受付を開始する。ただし、オンラインビザでの入国は不可である。また、全てのタイへの渡航者は、各種の防疫措置（※詳細は入国に際しての条件・行動制限措置の項目を参照）を取ることが必要となる。	全てのタイ国籍を有しない渡航者は、タイ入国前に、査証／再入国許可証、入国許可証、出国前72時間以内のRT-PCR検査による英文の陰性証明書、コロナ感染関連疾病の治療費を含む医療保険等の取得、出国前に追跡アプリ（ThailandPlus）のダウンロード、タイ入国後は14日間の政府指定施設での隔離、隔離中の3回のPCR検査の受検等の防疫措置を取ることが必要となる。
[インド]		
感染症危険情報	日本国籍の入国可否	入国のための諸条件および注意
Level3	2021年5月31日まで、国際民間旅客航空便のインドへの着陸を停止する（ただし、当局の許可を得たフライトを除く。）。観光目的を除く全ての外国人の入国を許可する。	<p>ア インドに入国する全ての渡航者は、出発前72時間以内に実施されたPCR検査の陰性証明書と同証明書が真正であることの誓約書をポータルサイト（www.newdelhairport.in）からオンラインで提出する必要がある。また、到着後14日間は自宅等での自主隔離又は健康のセルフモニタリングが必要となる。</p> <p>イ ただし、渡航理由が家族の死亡である場合は、搭乗72時間前までにポータルサイトを通じて申請し、当局からの許可を得ることで、上記アの義務が免除される。ただし、その場合でも到着時、空港から出る前にPCR検査を受ける必要がある。</p>
[その他：日本からの渡航者や日本人に対して入国制限措置をとっている国・地域]		[その他：日本からの渡航者や日本人に対して入国後に行動制限措置をとっている国・地域]
<u>アゼルバイジャン</u>		<u>アゼルバイジャン</u>
		<u>ウズベキスタン</u>
<u>カザフスタン</u>		<u>カザフスタン</u>
<u>カンボジア</u>		<u>カンボジア</u>
<u>キルギス</u>		<u>キルギス</u>
<u>スリランカ</u>		<u>スリランカ</u>
<u>タジキスタン</u>		
<u>トルクメニスタン</u>		
<u>ネパール</u>		<u>ネパール</u>
		<u>パキスタン</u>
		<u>パラオ</u>
<u>バングラデシュ</u>		<u>バングラデシュ</u>
<u>東ティモール</u>		
<u>ブータン</u>		
<u>ブルネイ</u>		<u>ブルネイ</u>
<u>マーシャル</u>		
<u>マカオ</u>		<u>マカオ</u>
<u>ミクロネシア</u>		
<u>ミャンマー</u>		
<u>モーリシャス</u>		
		<u>モルディブ</u>
<u>モンゴル</u>		<u>モンゴル</u>
<u>ラオス</u>		<u>ラオス</u>

【新型コロナウイルスに関わる日本からの渡航者・日本人に対する各国・地域の入国制限措置および入国後の行動制限につきまして】

海外渡航情報

最終更新日：2021年5月17日

◆本情報は、当局が公式に発表した情報を中心に掲載していますが、新型コロナウイルスをめぐる各国の対応策は流動的ですので、本情報の内容から更に変更されている可能性もあります。これらの国への渡航を検討される際には、各国当局のホームページを参照するほか、在京大使館に確認するなど、最新の情報を十分に確認してください。

◆無症状であること、陰性証明書の携行、各国当局のウェブサイトへの事前の登録等の入国の条件について必ずしも網羅的に記載していませんでした。今般、国際的な人の往來の再開に向けた各種措置の開始に伴い、このような情報についてのニーズが高まっていることから、本ページに判明している限りで概要を記載することとしました。これらの国への渡航を検討される際には、詳細な条件等について、必ず現地の日本国大使館・領事館や各国当局のホームページを参照するほか、在京大使館に確認するなど、最新の情報を十分に確認してください。

◆入国制限及び行動制限措置に記載されていない場合であっても、日本人が日本以外の国から別の国に渡航する場合（トランジットを含む。）に、渡航先の国が日本人の入国に制限を課すケースがあります。現地の日本国大使館・領事館や各国当局のホームページを参照してください。

感染症危険情報

最終更新日：2020年8月26日

「感染症危険情報」は、新型インフルエンザ等危険度の高い感染症に関し、渡航・滞在にあたって特に注意が必要と考えられる国・地域について発出される海外安全情報です。

危険情報の4段階の 카테고리を使用し、世界保健機関（WHO）等国際機関の対応や、発生国・地域の流行状況、主要国の対応等を総合的に勘案して発出します。また、4段階の 카테고리ごとの表現に収まらない感染症特有の注意事項を、状況に応じて付記します。

1. 外務省は、海外における感染症発生初期の段階では、基本的に「感染症広域情報」及び「感染症スポット情報」により、一般的な注意喚起を行います。そして、新型インフルエンザの発生が予測される場合や、未知・既知の感染症の流行拡大が懸念される場合には、WHO等国際機関の対応や、発生国・地域の状況（流行状況、現地医療体制等）、主要国の対応等を総合的に勘案して、「感染症危険情報」を発出します。

2. 「感染症危険情報」の発出後も、「感染症広域情報」や「感染症スポット情報」により、最新の情報を提供します。

3. 「感染症危険情報」の カテゴリ及び発出の目安

「感染症危険情報」の4段階の カテゴリごとの発出の目安は以下のとおりです。

◆レベル1：十分注意してください。	・特定の感染症に対し、国際保健規則（IHR）第49条によりWHOの緊急委員会が開催され、同委員会の結果から、渡航に危険が伴うと認められる場合等。
◆レベル2：不要不急の渡航は止めてください。	・特定の感染症に対し、IHR第49条によりWHOの緊急委員会が開催され、同委員会の結果から、同第12条により「国際的に懸念される公衆の保健上の緊急事態（PHEIC）」としてWHO事務局長が認定する場合等。
◆レベル3：渡航は止めてください。（渡航中止勧告）	・特定の感染症に対し、IHR第49条に規定する緊急委員会において、第12条に規定する「国際的に懸念される公衆の保健上の緊急事態（PHEIC）」が発出され、同第18条による勧告等においてWHOが感染拡大防止のために貿易・渡航制限を認める場合等。
◆レベル4：退避してください。渡航は止めてください。（退避勧告）	・特定の感染症に対し、上記のレベル3に定めるWHOが感染拡大防止のために貿易・渡航制限を認める場合であって、現地の医療体制の脆弱性が明白である場合等。

また、上記の4段階の カテゴリごとの表現に収まらない感染症特有の注意事項を、状況に応じて付記します。以下は代表的な例であり、実際の状況に応じて具体的な注意事項を付記していきます。

「出国できなくなる恐れがありますので、（早期の）退避を検討してください。」

・商業便が運行停止となるなど、出国できなくなる恐れがある場合等。

「現地で十分な医療が受けられなくなる恐れがありますので、（早期の）退避を検討してください。」

・現地の医療体制が脆弱で、当該感染症及びその他の疾病について十分な医療が受けられない恐れがある場合等。

「現地の安全な場所に留まり、感染対策を徹底してください。」

・WHOの感染拡大封じ込め措置によって封鎖された国・地域の邦人に対し、同措置への協力を呼びかける場合等。

4. 「感染症危険情報」の区分け

予防対策の目安を4つの カテゴリごとに区分けして表示します。

凡例：

【Level 1】 「レベル1：十分注意してください。」その国・地域への渡航、滞在に当たって危険を避けていただくため特別な注意が必要です。
【Level 2】 「レベル2：不要不急の渡航は止めてください。」その国・地域への不要不急の渡航は止めてください。渡航する場合には特別な注意を払うとともに、十分な安全対策をとってください。
【Level 3】 「レベル3：渡航は止めてください。（渡航中止勧告）」その国・地域への渡航は、どのような目的であれ止めてください。（場合によっては、現地に滞在している日本人の方々に対して退避の可能性や準備を促すメッセージを含むことがあります。）
【Level 4】 「レベル4：退避してください。渡航は止めてください。（退避勧告）」その国・地域に滞在している方は滞在地から、安全な国・地域へ退避してください。この状況では、当然のことながら、どのような目的であれ新たな渡航は止めてください。

(1) 「感染症危険情報」は、皆さんが渡航・滞在する際の判断材料です。

感染症危険情報それ自体には、国民の渡航・滞在を制限するような強制力はありません。危険情報は、あくまでもその国・地域の安全対策の目安を示したものです。最終的に渡航や退避の判断するのは皆さん自身です。その際には、この危険情報を参考に適切な判断をしていただくようお願い申し上げます。

アメリカ・オセアニア

[アメリカ]		
感染症危険情報	入国のための諸条件および注意	入国後の滞在条件
Level3	入国に対する制限は特になし。	<p>米国への入国（空路）に際しては、米国行きフライト出発前3日以内に取得した新型コロナウイルス陰性証明書が必要である（2021年1月26日から）。</p> <p>また、米国疾病予防管理センター（CDC）は、旅行による感染拡大を抑制するための対策として、他者との距離確保、頻繁な手洗い、マスク着用、自己観察といった日常的な対策に加え、以下を行うことを推奨する。</p> <p>海外旅行中に「ハイリスク活動」を行った場合は、日常的な対策に加え、旅行後に以下を行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・旅行の3～5日後に検査を受ける。 ・検査結果が陰性であっても旅行後7日間は自宅待機する。 ・検査結果が陽性であれば他者を感染から守るため自身を隔離する。 ・旅行後に検査を受けない場合は、10日間は自宅待機する。 ・受検の有無にかかわらず、旅行後14日間は重症化リスクが高い者との接近は控える。 <p>（注）下記の州のほかにも、州・地方政府（郡、市など）レベルで感染拡大を抑制するための各種行動制限措置がとられている場合があるため、渡航先の州・地方政府の措置に注意が必要。</p> <p>（北マリアナ諸島） 北マリアナ諸島への渡航については、入島前3～6日以内に受診したPCR検査による陰性証明書の提示並びに到着時及び到着5日後の検査で陰性となることで、渡航後の14日間の自主隔離を免除する。</p> <p>（グアム） 原則として、入国する全ての者に対して、グアム政府指定施設での14日間の強制隔離を課す。ただし、隔離6日目に任意で検査を受検し陰性だった場合は、14日目までの残りの期間は、自宅または自身が予約したホテルでの隔離とすることができる。また、新型コロナウイルスの感染者が発生していない国（https://covid19.who.int/を参照）からの直行便（飛行機か船かを問わず）による渡航者については、この限りではない。違反者には、1千ドル以下の罰金若しくは1年以下の禁固のいずれか又は両方が科される。</p> <p>（ハワイ州） 州外からの全渡航者（ハワイ州住民を含む。）に対して、10日間の自己検疫を義務付け、違反者には、5千ドル以下の反則金若しくは1年以下の禁固のいずれか又は両方を科す。ただし、米国本土からの渡航者や日本からの渡航者については、出発前72時間以内に、ハワイ州指定の医療機関でPCR検査を受検し、ハワイ到着時に陰性証明書を提示すれば、到着後の10日間の自己検疫を免除する。</p>

[カナダ]		
感染症危険情報	入国のための諸条件および注意	入国後の滞在条件
Level3	<p>ア 米国を除く各国からの外国人の入国を原則禁止する。</p> <p>例外対象者は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●乗務員、永住者（注1）、カナダ市民及び永住者の近親者（注2）（配偶者、被扶養子女、父母・里親、補助者等）、外交官等。 （注1）永住者については、陸路又は海路で入国する場合のみ、感染症状があっても例外対象とする（永住者以外で感染症状のある外国人の入国は認めない。）。 （注2）近親者のほか、カナダ市民及び永住者と1年間以上の交際関係にある者、その被扶養子女、成人子女、孫、兄弟姉妹、祖父母についても一定の要件の下で例外対象とする。 ●人道上の理由（重症者・重傷者との面会、葬儀等）による渡航目的に該当する外国人（部分的に自己隔離義務が免除される場合もある。）。 ●コロナ対応計画を有すると州政府に認められた教育機関への留学生であり、就学許可証又は就学が許可されたことを証明する書類を有する者（※なお、該当する教育機関の一覧については、下記URLのページ末尾から確認可能。）。 <p>https://www.canada.ca/en/immigration-refugees-citizenship/services/coronavirus-covid19/students/approved-dli.html</p> <p>イ 米国との間でも、不要不急の移動を禁止する。</p> <p>例外対象者は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●物流、通学、通院等の不可欠な目的で渡航する者等。 <p>ウ カナダ発着便の乗客は、当該航空機の搭乗前に健康確認の問診、検温等を義務付けられており、検査不合格者は、搭乗を拒否される。航空券の再予約は、検査から14日以降に可能となる。</p>	<p>ア 例外的に入国する渡航者は、以下を行うことが義務付けられる（物流トラック運転手、国境をまたぐ通勤者等は除く。）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●5歳以上の場合、カナダへの出国前72時間以内の陰性証明を取得し、空路の場合には搭乗前に航空会社に、陸路の場合には国境検問所で提示する。 ※1 検査は、指定の検査方法により鼻咽頭、喉又は唾液から検体採取したものである必要があり、自治体又は第三者機関に認められた検査機関等で受検することを推奨する。なお、検査方法については、下記ウェブページの「Types of accepted molecular tests」のタブで確認できる。 https://travel.gc.ca/travel-covid/travel-restrictions/flying/covid-19-testing-travellers-coming-into-canada ※2 陰性証明（書面又は電子データ）には、以下内容が全て記載されている必要がある。 <ul style="list-style-type: none"> ・渡航者の氏名及び生年月日 ・検査実施機関の名称及び住所 ・検査日、検査方法 ・検査結果 ※3 回復確認後も検査結果が引き続き陽性となる場合には、入国前14日から90日までの間の陽性証明の取得を義務付ける。 <ul style="list-style-type: none"> ●飛行機搭乗時又は陸路での越境時までに、連絡先及び自主隔離計画をアプリ又はウェブサイト登録する。 ※4 自主隔離計画が適切とみなされるためには、入国者は病院又は長期療養施設での勤務者、65歳以上の高齢者や基礎疾患がある者等の脆弱な人々、非渡航者の家族と一緒に滞在してはならない。 ※5 ウェブサイトは以下のとおり。 https://www.canada.ca/en/public-health/services/diseases/coronavirus-disease-covid-19/arrivecan.html <ul style="list-style-type: none"> ●空路による入国者は、入国時の空港で検査を受け、政府指定のホテルで3日間待機する。費用は自費負担であり、渡航前に予約する必要がある。 ※6 利用可能なホテルは下記ウェブページのList of government-authorized hotelから確認可能。 https://www.canada.ca/en/public-health/services/diseases/2019-novel-coronavirus-infection/latest-travel-health-advice/mandatory-hotel-stay-air-travellers/list-government-authorized-hotels-booking.html#a1 ※7 なお、出国者及び入国者は、空港の以下の場所・場合において、非医療用マスクを着用するか、又は鼻と口を覆わなければならない。搭乗時にマスクを所持していない場合、旅行継続は認められない。 <ul style="list-style-type: none"> ●検査結果が陰性であれば、最終目的地まで渡航し、引き続き14日間の自主隔離を行い、自主隔離10日目再度検査を受ける。 <p>イ 入国時に提示された指示に違反した場合、禁固6か月以内若しくは罰金最高75万加ドル、又はその両方が科される。更に、同違反が他者の死亡又は深刻な身体的危害を及ぼした場合、罰金最高100万加ドル若しくは禁固3年以内、又はその両方が科される。</p> <p>（ア）検査場 （イ）他人と2メートルの距離を保てない場所 （ウ）保健当局に指示された場合 （ブリティッシュ・コロンビア州） 2020年4月8日から、国外からブリティッシュ・コロンビア州に戻る渡航者に対して、事前又は入国時に、オンライン又は書面による自主隔離計画の提出を義務付ける（ブリティッシュ・コロンビア州政府は、事前のオンラインによる提出を推奨。）。</p> <p>（アルバータ州） 2020年5月20日から、国外からカルガリー又はエドモントンの国際空港に到着する渡航者に対して、検査場における隔離計画の提出を義務付ける。隔離計画には、到着後14日間の隔離場所、隔離場所までの移動手段、食料品や医薬品等の生活必需品の調達手段に関する詳細情報を記載する必要がある。</p> <p>（マニトバ州） 2021年1月4日から、海外からの全ての渡航者に対し、マニトバ州到着後直ちに新型コロナ検査を受検することを要請する。</p>
[ブラジル]		
感染症危険情報	入国のための諸条件および注意	入国後の滞在条件
Level 3	<p>入国に対する制限は特になし。</p>	<p>2020年12月30日以降、搭乗前にPCR検査陰性証明書（RT-PCR、搭乗72時間前に実施）及び当該旅行者が健康であることの誓約書を航空会社に提示することが求められる。</p>

[オーストラリア]		
感染症危険情報	入国のための諸条件および注意	入国後の滞在条件
Level2	豪州人、豪州永住者及びその直近の家族、同国在住のニュージーランド人並びにニュージーランドからの渡航者を除き、全ての者の入国を禁止する（個別事情に基づく例外あり。）（乗り継ぎ時間が72時間以内の場合は入国禁止の免除申請は不要である。8時間を超える場合（空港を出る必要がある場合）は乗り継ぎ便を待つ間、州政府指定の隔離施設（ホテル）に滞在しなければならない。その際、14日間の自己隔離免除申請（当該期間中に乗り継ぎ便に乗るため）が必要となる。）。	全渡航者に対して、指定された施設における14日間の強制的な自己隔離を義務付ける。被隔離者は自己隔離中の48時間後と10日目から12日目までの間に、計2回の新型コロナウイルス検査を受検する。 全渡航者（ニュージーランド等一部の国を除く）は、入国に際し、フライト出発予定時刻前72時間以内に受検したPCR検査陰性証明書をチェックイン時に提出する必要がある。
[ニュージーランド]		
感染症危険情報	入国のための諸条件および注意	入国後の滞在条件
Level2	ニュージーランド人、ニュージーランド永住権所持者、有効な渡航条件を有するニュージーランド居住権所持者（ニュージーランド国外で居住査証を取得しニュージーランドに初めて渡航する場合は除く。）及びそれらの家族並びに同国在住の豪州人と豪州、クック諸島、ニウエからの渡航者を除き、原則外国人の入国を禁止する。また、船舶による入国も引き続き禁止する。なお、オークランド国際空港のみ、空港を出ることなく24時間以内に乗り継ぐなどの条件を満たす場合は乗継ぎ可能となる。	全渡航者に対して、入国後に指定された施設における14日間の強制的な自己隔離を義務付ける。被隔離者は入国後3日目と12日目に、計2回の新型コロナウイルス検査を受検する。2021年1月18日から、追加で、全渡航者（豪州、南極及び一部の太平洋島嶼国を除く。）に対して入国後24時間以内の検査の受検を義務付ける。 2021年1月26日から、全渡航者（豪州、南極及び一部の太平洋島嶼国を除く。）は、入国に際し、フライト出発予定時刻前72時間以内に受検した新型コロナウイルス検査陰性証明書（PCR検査、LAMP法検査、抗原検査のいずれも可。）をチェックイン時に提出する必要がある。
[その他：日本からの渡航者や日本人に対して入国制限措置をとっている国・地域]		[その他：日本からの渡航者や日本人に対して入国後に行動制限措置をとっている国・地域]
<u>アルゼンチン</u>		<u>アルゼンチン</u>
		<u>アンティグア・バーブーダ</u>
<u>ウルグアイ</u>		
		<u>エクアドル</u>
		<u>エルサルバドル</u>
		<u>キューバ</u>
<u>キリバス</u>		<u>キリバス</u>
		<u>グアテマラ</u>
<u>クック諸島</u>		<u>クック諸島</u>
		<u>グレナダ</u>
		<u>コスタリカ</u>
<u>サモア</u>		<u>サモア</u>
<u>ジャマイカ</u>		<u>ジャマイカ</u>
		<u>セントクリストファー・ネービス</u>
		<u>セントビンセント</u>
		<u>セントルシア</u>
<u>ソロモン諸島</u>		
<u>フリ</u>		<u>フリ</u>
<u>ツバル</u>		
		<u>ドミニカ共和国</u>
		<u>ドミニカ国</u>
<u>トリニダード・トバゴ</u>		
<u>トンガ</u>		
<u>ナウル</u>		<u>ナウル</u>
<u>ニウエ</u>		<u>ニウエ</u>
<u>ニューカレドニア</u>		<u>ニューカレドニア</u>

	ハイチ
	パナマ
	バハマ
<u>バヌアツ</u>	
<u>パプアニューギニア</u>	<u>パプアニューギニア</u>
<u>パラグアイ</u>	
	<u>バルバドス</u>
	<u>フィジー</u>
	<u>仏領ポリネシア</u>
<u>ベネズエラ</u>	
	<u>ベリーズ</u>
	<u>ペルー</u>
	<u>ホンジュラス</u>

【新型コロナウイルスに関わる日本からの渡航者・日本人に対する各国・地域の入国制限措置および入国後の行動制限につきまして】

海外渡航情報

最終更新日：2021年5月17日

◆本情報は、当局が公式に発表した情報を中心に掲載していますが、新型コロナウイルスをめぐる各国の対応策は流動的ですので、本情報の内容から更に変更されている可能性もあります。これらの国への渡航を検討される際には、各国当局のホームページを参照するほか、在京大使館に確認するなど、最新の情報を十分に確認してください。

◆無症状であること、陰性証明書の携行、各国当局のウェブサイトへの事前の登録等の入国の条件について必ずしも網羅的に記載していませんでした。今般、国際的な人の往来の再開に向けた各種措置の開始に伴い、このような情報についてのニーズが高まっていることから、本ページに判明している限りで概要を記載することとしました。これらの国への渡航を検討される際には、詳細な条件等について、必ず現地の日本国大使館・領事館や各国当局のホームページを参照するほか、在京大使館に確認するなど、最新の情報を十分に確認してください。

◆入国制限及び行動制限措置に記載されていない場合であっても、日本人が日本以外の国から別の国に渡航する場合（トランジットを含む。）に、渡航先の国が日本人の入国に制限を課すケースがあります。現地の日本国大使館・領事館や各国当局のホームページを参照してください。

感染症危険情報

最終更新日：2020年8月26日

「感染症危険情報」は、新型インフルエンザ等危険度の高い感染症に関し、渡航・滞在にあたって特に注意が必要と考えられる国・地域について発出される海外安全情報です。

危険情報の4段階のレベルを使用し、世界保健機関（WHO）等国際機関の対応や、発生国・地域の流行状況、主要国の対応等を総合的に勘案して発出します。また、4段階のレベルごとの表現に収まらない感染症特有の注意事項を、状況に応じて付記します。

1. 外務省は、海外における感染症発生初期の段階では、基本的に「感染症広域情報」及び「感染症スポット情報」により、一般的な注意喚起を行います。そして、新型インフルエンザの発生が予測される場合や、未知・既知の感染症の流行拡大が懸念される場合には、WHO等国際機関の対応や、発生国・地域の状況（流行状況、現地医療体制等）、主要国の対応等を総合的に勘案して、「感染症危険情報」を発出します。

2. 「感染症危険情報」の発出後も、「感染症広域情報」や「感染症スポット情報」により、最新の情報を提供します。

3. 「感染症危険情報」のレベル及び発出の目安

「感染症危険情報」の4段階のレベルごとの発出の目安は以下のとおりです。

◆レベル1：十分注意してください。	・特定の感染症に対し、国際保健規則（IHR）第49条によりWHOの緊急委員会が開催され、同委員会の結果から、渡航に危険が伴うと認められる場合等。
◆レベル2：不要不急の渡航は止めてください。	・特定の感染症に対し、IHR第49条によりWHOの緊急委員会が開催され、同委員会の結果から、同第12条により「国際的に懸念される公衆の保健上の緊急事態（PHEIC）」としてWHO事務局長が認定する場合等。
◆レベル3：渡航は止めてください。（渡航中止勧告）	・特定の感染症に対し、IHR第49条に規定する緊急委員会において、第12条に規定する「国際的に懸念される公衆の保健上の緊急事態（PHEIC）」が発出され、同第18条による勧告等においてWHOが感染拡大防止のために貿易・渡航制限を認める場合等。
◆レベル4：退避してください。渡航は止めてください。（退避勧告）	・特定の感染症に対し、上記のレベル3に定めるWHOが感染拡大防止のために貿易・渡航制限を認める場合であって、現地の医療体制の脆弱性が明白である場合等。

また、上記の4段階のレベルごとの表現に収まらない感染症特有の注意事項を、状況に応じて付記します。以下は代表的な例であり、実際の状況に応じて具体的な注意事項を付記していきます。

「出国できなくなる恐れがありますので、（早期の）退避を検討してください。」

・商業便が運行停止となるなど、出国できなくなる恐れがある場合等。

「現地で十分な医療が受けられなくなる恐れがありますので、（早期の）退避を検討してください。」

・現地の医療体制が脆弱で、当該感染症及びその他の疾病について十分な医療が受けられない恐れがある場合等。

「現地の安全な場所に留まり、感染対策を徹底してください。」

・WHOの感染拡大封じ込め措置によって封鎖された国・地域の邦人に対し、同措置への協力を呼びかける場合等。

4. 「感染症危険情報」の区分け

予防対策の目安を4つのレベルごとに区分けして表示します。

凡例：

【Level 1】 「レベル1：十分注意してください。」その国・地域への渡航、滞在に当たって危険を避けていただくため特別な注意が必要です。
【Level 2】 「レベル2：不要不急の渡航は止めてください。」その国・地域への不要不急の渡航は止めてください。渡航する場合には特別な注意を払うとともに、十分な安全対策をとってください。
【Level 3】 「レベル3：渡航は止めてください。（渡航中止勧告）」その国・地域への渡航は、どのような目的であれ止めてください。（場合によっては、現地に滞在している日本人の方々に対して退避の可能性や準備を促すメッセージを含むことがあります。）
【Level 4】 「レベル4：退避してください。渡航は止めてください。（退避勧告）」その国・地域に滞在している方は滞在地から、安全な国・地域へ退避してください。この状況では、当然のことながら、どのような目的であれ新たな渡航は止めてください。

(1) 「感染症危険情報」は、皆さんが渡航・滞在する際の判断材料です。

感染症危険情報それ自体には、国民の渡航・滞在を制限するような強制力はありません。危険情報は、あくまでもその国・地域の安全対策の目安を示したものです。最終的に渡航や退避の判断するのは皆さん自身です。その際には、この危険情報を参考に適切な判断をしていただくようお願い申し上げます。

ヨーロッパ・中近東・アフリカ

【ドイツ】		
感染症危険情報	入国のための諸条件および注意	入国後の滞在条件
Level3	2021年2月2日から、日本からドイツへの入国は原則不可とする（ドイツ、EU加盟国及びシェンゲン協定適用国国籍者並びにその配偶者、並びに長期滞在許可所持者及びその配偶者等を除く）。ただし、ドイツ内務省が定める重要かつ必須な渡航理由を有していることを証明できる場合は、例外的に入国を認める（※詳細については在ドイツ日本大使館HPを参照： https://www.de.emb-japan.go.jp/itpr_ja/konsular_coronavirus200313-1.html#04bouekitaisakuD ）。	2021年3月30日から、日本を含む全世界から航空機でドイツに入国（トランジットを含む。）する場合、コロナ検査（注）の陰性証明書の提示を義務付ける。同証明書はドイツ入国前48時間以内に検体採取されたもので、英語、独語、仏語のいずれかで記載されている必要がある。なお、日本は、入国時のデジタル入国登録及び入国後の隔離義務の対象ではない。 （注）検査の基準については、以下のロベルト・コッホ研究所ウェブサイトをご確認ください（日本で通常行われているPCR法、LAMP法、TMA法のいずれかの検査であれば問題ありません。）。 https://www.rki.de/DE/Content/InfAZ/N/Neuartiges_Coronavirus/Transport/Arc_hiv_Tests/Test_03032021_en.pdf?__blob=publicationFile

[イギリス]		
感染症危険情報	入国のための諸条件および注意	入国後の滞在条件
Level3	<p>入国に対する制限は特になし。</p>	<p>英国在住者を含む渡航者（一部の免除対象者を除く。）がイングランドに到着する場合、旅行を開始する日の3日前以降における新型コロナウイルス検査の受検と、渡航前及び到着時における陰性証明書の提示が義務付けられる。陰性証明書を提示できない場合、渡航手段の利用を拒否される場合がある。</p> <p>また、事前にオンラインで連絡先等をフォームに登録（入国48時間前以降登録可能）の上、入国時に提示する必要がある。</p> <p>加えて、上記渡航者（一部の免除対象者を除く。）は、10日間の自己隔離のほか、入国原則2日目と8日目の検査（自費）の受検が求められる。上記オンライン登録前に検査パッケージの予約を行い、予約番号をフォームに記入する必要がある。</p> <p>なお、入国から5日間経過以降、任意で検査を受けて陰性だった場合に、自己隔離を終了できる制度を選択可能。</p> <p>出発前検査、フォームへの登録、自己隔離、入国後検査に関する違反は、罰金、禁固又は双方の対象となり得る。</p> <p>※詳細は以下ページを御参照ください。 https://www.gov.uk/guidance/red-amber-and-green-list-rules-for-entering-england ※ウェールズ、スコットランド、北アイルランドに到着する場合は、各自治政府発表を御確認ください。 （ウェールズ） https://gov.wales/how-self-isolate-when-you-travel-wales-coronavirus-covid-19 （スコットランド） https://www.gov.scot/publications/coronavirus-covid-19-international-travel-quarantine/ （北アイルランド） https://www.nidirect.gov.uk/articles/coronavirus-covid-19-international-travel-advice</p>
[イタリア]		
感染症危険情報	入国のための諸条件および注意	入国後の滞在条件
Level3	<p>イタリア入国前14日間に日本を含む一部の国・地域（※参考ページのリストEの国）に滞在又は乗換えをした者の入国を原則禁止する。ただし、入国目的が以下のいずれかであり、所定の宣誓書を通じて渡航目的が証明される場合、例外的に入国が認められる。</p> <p>ア 業務上の必要性 イ 極めて緊急性の高い事態 ウ 健康上の必要性 エ 修学上の必要性 オ 自身の住所・居住地・居所への帰還等</p> <p>※なお、入国条件・行動制限の項目に記載のとおり、例外的に入国が認められる場合でも、日本からリストCの国（欧州の多くの国がここに含まれる。）を経由してイタリアに入国する場合には、入国前48時間以内のPCR検査又は抗原検査の陰性証明の提示が義務付けられている。</p> <p>【参考ページ】 https://www.it.emb-japan.go.jp/itpr_ja/covid_19_20210302DPCM.html</p>	<p>ア 首相令に基づき、イタリアへ入国する者に以下（ア）～（ウ）の義務を課す。なお、入国に先立つ14日間に下記リンク先に記載のリストEの国・地域（日本を含む。）に滞在又は乗換えをした者については、一定の目的があり、所定の宣誓書を通じて渡航目的が証明される場合を除き、入国及び乗換えを禁止する。</p> <p>※国・地域のリスト及び（ア）～（ウ）の措置が例外となるケース等の詳細については下記「参考ページ」を参照。日本はリストEに含まれる。【参考ページ】</p> <p>① https://www.it.emb-japan.go.jp/itpr_ja/covid_19_20210302DPCM.html ② https://www.it.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_00536.html</p> <p>（ア）入国前の検査実施 イタリアへの入国に先立つ14日間に、リストC、D、E（日本含む。）の国・地域で滞在又は乗換えをした者は、イタリアに向かう公共交通機関に乗る際、入国前48時間以内に実施したPCR検査又は抗原検査の陰性結果（注）を提示する義務がある。（注：陰性証明の要件は次のとおり。a 咽頭拭い液によるPCR検査または抗原検査とすること、b 入国前48時間以内に検査を実施すること。）</p> <p>（イ）入国時の申告義務 ・リストB、C、D、E（日本含む。）の国・地域からイタリアに入国する者は、イタリア入国前に、デジタルフォーマットの指定様式（居所情報）を入力することを義務付ける。 ・イタリアへの入国に先立つ14日間にリストC、D、E（日本含む。）の国・地域に滞在又は乗換えをした者は、症状の有無にかかわらず、地区を管轄する保健当局の予防局に対しイタリアに入国したことを速やかに通報する義務がある。また、入国後に症状を発症した場合には、保健当局に対しその旨を速やかに通報する義務がある。</p> <p>（ウ）入国後の健康観察及び自己隔離及び検査の実施 イタリアへの入国に先立つ14日間に、リストD、E（日本含む。）の国・地域で滞在又は乗換えをした者は、一部の例外を除き、入国後、私的な交通手段で自己隔離先に移動し、10日間の自己隔離を行う義務がある。また、自己隔離終了時にPCR検査又は抗原検査を実施することを義務付ける。</p> <p>イ その他 イタリア政府は、入国に際し、新型コロナウイルス接触確認アプリ「Immuni（インムニ）」のダウンロードを推奨している（https://www.immuni.italia.it/）。</p>

【フランス】		
感染症危険情報	入国のための諸条件および注意	入国後の滞在条件
Level3	入国に対しての制限は特になし。	<p>入国に際して以下の書類の提示が必要となる。</p> <p>ア フライト前72時間以内のRT-PCR検査陰性証明書（11歳以上のみが対象。乗り換えがある場合は最初のフライト前72時間以内。）</p> <p>イ 7日間の自主隔離及び終了時のRT-PCR検査実施等に関する誓約書（Declaration pour voyageur）※</p> <p>※イは11歳以上用と11歳未満用に分かれているので、それぞれ該当するものを御利用ください。</p> <p>フランス内務省HP</p> <p>https://www.interieur.gouv.fr/Actualites/L-actu-du-Ministere/Attestation-de-deplacement-et-de-voyage</p>
【オーストリア】		
感染症危険情報	入国のための諸条件および注意	入国後の滞在条件
Level3	2021年2月10日から、日本からの入国について、出張等職業の目的で渡航する者、オーストリアやEU等の長期滞在者、オーストリア在留権所有者、Dビザ所持者、就学・研究、外交官、国際機関職員等に当たらない場合には、入国を拒否する。	<p>オーストリア入国前72時間以内に、原則として、下記登録サイトを通じた事前のオンライン登録を義務付ける（注1）。ただし、電子フォームによる登録が不可能な場合には、様式E又はF（注2）に記載し携行することも例外的に可能となる。なお、越境通勤者やトランジット旅行者等については登録義務を免除する。</p> <p>事前登録には、氏名、生年月日、オーストリア国内の住居又は滞在先住所（隔離先と異なる場合）、オーストリア入国日、オーストリア出国日（出国予定の場合）、出発国・地域（注：日本出発の場合は、経由国にかかわらず、「Japan」を選択。）、入国前10日間の滞在国、連絡先（電話番号、メールアドレス）、医師の診断書（陰性証明書）の有無の入力が必要であり、オンライン登録を行った後にダウンロード又は登録先メールアドレスに送付される送信確認書を（携帯電話等にて）データで、又は印刷して携行し、検査時に求めに応じて提示する必要がある。</p> <p>（注1）入国前オンライン登録サイト（英語版） https://www.oesterreich.gv.at/en/themen/coronavirus_in_oesterreich/pre-travel-clearance.html （※このサイト下部の“Single entry form / Pre-Travel Clearance”から登録。）</p> <p>（注2） 様式E（独語版） https://www.ris.bka.gv.at/Dokumente/BgblAuth/BGBLA_2021_II_68/COO_2026_100_2_1833846.pdf 様式F（英語版） https://www.ris.bka.gv.at/Dokumente/BgblAuth/BGBLA_2021_II_15/COO_2026_100_2_1827094.pdf</p> <p>また、2021年2月10日から、上記の事前のオンライン登録に加え、10日間の隔離（5日後以降の陰性の結果を持って解除可）、及び入国時の（72時間以内の）陰性証明書（注3）の提示又は入国後24時間以内の検査（PCR・抗原検査）の受検が義務付けられる。</p> <p>（注3）陰性証明書の要件は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入国前72時間以内に検体採取を行ったPCR検査又は抗原検査であること ・ドイツ語又は英語で記載されていること ・氏名、生年月日、検査の日時、試験結果（陽性、陰性）、試験者の署名の記載があり、試験実施機関の印章又はバーコード若しくはQRコード入りのものであること <p>※所定の様式に記入することも可能。 様式C（ドイツ語版） https://www.ris.bka.gv.at/Dokumente/BgblAuth/BGBLA_2021_II_68/COO_2026_100_2_1833844.pdf 様式D（英語版） https://www.ris.bka.gv.at/Dokumente/BgblAuth/BGBLA_2021_II_68/COO_2026_100_2_1833845.pdf</p> <p>なお、トランジット、家族の重病・死亡・葬儀・出産・緊急時の介護等家族に係る緊急かつ特別な事情のための入国、医療上の目的による入国などは例外的に陰性証明書及び自己隔離措置のいずれも不要とする。</p> <p>ただし、上記の例外的な入国理由は入国検査時に疎明しなければならない（注4）。</p> <p>（注4）トランジット旅行者、（オーストリアが目的地となる）貨物輸送従事者については、（検査措置の例外の適用を受けるためには）出国予定を確認できるものが求められる。また、例えば、職業の目的で渡航する者は、雇用主による確認書や納品書、アポイントメントの確認書等、業務を証明するものを示すことが求められており、業務の予定が3日間しかないにも関わらず数週間の滞在进行ことは認められないとされている。</p>

[スペイン]		
感染症危険情報	入国のための諸条件および注意	入国後の滞在条件
Level3	<p>豪州、ニュージーランド、ルワンダ、シンガポール、韓国、タイ及び中国以外のEU・シェンゲン域外国からの全渡航者の入国を原則禁止する。ただし、EU・シェンゲン域内国の居住者又はこれらの国から発給された長期査証を有する者で、当該国に向かうもの等の入国は例外的に認める。</p>	<p>ア 空港及び港湾からスペインに入国する全ての者に対して、(ア) 申告書面の提出、(イ) 検温、(ウ) 目視によるチェックを実施する（※なお、官報では、「スペインに入国する全ての者」と記載されているが、空港管理会社（AENA）や航空会社によれば、EU・シェンゲン域外国居住者が、スペインへ入国せず、乗り換えのみでシェンゲン域外国（英国等）へ移動するトランジットの場合であっても申告書の提出が求められている。また、出発時の空港カウンターでのチェックインの際にも、申告の有無がシステムでチェックされているとの情報がある。これらのことから、スペインに入国しないトランジットの場合でも、申告書を提出することが推奨される。）。</p> <p>イ 日本からスペインに例外的に入国する際、スペイン到着前72時間以内のPCR検査陰性証明書の提示が義務付けられる。</p> <p>※参考ページ：https://www.es.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_00272.html</p>
[ベルギー]		
感染症危険情報	入国のための諸条件および注意	入国後の滞在条件
Level3	<p>必要不可欠な理由（※1）のある者以外のEU・シェンゲン協定域外の国からベルギーへの渡航を禁止する（ベルギー、EU加盟国若しくはシェンゲン協定国の国籍を有する者や同地域内の居住者、又はEUの指定する第三国（※2）居住者には必要不可欠でない渡航は禁止されない。）。</p> <p>※1 必要不可欠な理由についての詳細は以下HPを参照。 https://www.info-coronavirus.be/en/travels-outside-eu-schengen/</p> <p>※2 EUの指定する第三国の詳細は以下HP参照。 https://www.info-coronavirus.be/en/colour-codes-by-country/</p>	<p>必要不可欠な理由によりベルギーへ渡航する場合、以下を義務付ける。</p> <p>①渡航の48時間前までの渡航者追跡フォーム（Passenger Locator Form）への入力 ※1 ②必要不可欠な渡航であることを示す証明書の携帯 ※2 ③日本出発72時間前以内に受検したPCR検査による陰性証明書取得（6歳以上対象） ※3 ④ベルギー到着後のPCR検査の受検 ※4 ⑤入国後の隔離（7日間）</p> <p>※1 渡航者追跡フォームのフォーマットは以下のリンクを参照（中段のWhat must I do?の欄）。 https://travel.info-coronavirus.be/public-health-passenger-locator-form</p> <p>※2 証明書の詳細は駐日ベルギー大使館のHPを参照 https://japan.diplomatie.belgium.be/sites/default/files/content/Consular/Visa/latest_covid19_measures_vi.pdf</p> <p>※3 ベルギーに居住していない場合。ベルギー居住者の場合、陰性証明書取得が推奨される。</p> <p>※4 ベルギーに居住していない場合、ベルギー到着後7日目に検査を行う必要がある。ベルギー居住者の場合、ベルギー到着後1日目（当日）と7日目に検査を行う必要がある。</p>
[トルコ]		
感染症危険情報	入国のための諸条件および注意	入国後の滞在条件
Level3	<p>入国に対する制限は特になし。</p>	<p>2020年12月29日から、6歳以上の渡航者は、出発前72時間以内に受検したPCR検査の陰性証明書の提示が必要となる。同証明書がない場合は、トルコ行きの航空機に搭乗できない。2021年3月15日から、出発前72時間以内に保健省HP上で入国フォームを記載、搭乗時に提示する必要がある。</p>
[ロシア]		
感染症危険情報	入国のための諸条件および注意	入国後の滞在条件
Level3	<p>入国に対する制限は特になし。</p>	<p>全ての外国人は、ロシアでのトランジットを含め、ロシア領内を目的地とした国際航空便に搭乗するに当たり、また、ロシア国境を通過するに当たり、ロシアへの渡航直前3日以内に受けたPCR検査の結果としてコロナ陰性であることを証明する文書（ロシア語又は英語のもの）を所持することが必要となる（※指定フォーマットはないものの、陰性証明書に検査機関の押印がないものは認められない場合がある。）。また、空港到着時には、無作為抽出で検査が実施される。さらに、労働活動のためにロシアに到着する外国人については、14日間の自己隔離を実施する義務がある。</p>

[アラブ首長国連邦]		
感染症危険情報	入国のための諸条件および注意	入国後の滞在条件
Level3	入国に対する制限は特になし。	<p>アラブ首長国連邦への入国者には、出発前96時間以内に受検したPCR検査の陰性証明書の提示、入国時のPCR検査、10日間の自主隔離、自主隔離期間中の追跡リストバンドの装着、入国後8日目のPCR検査再受検等を義務付ける（ワクチンを2回接種し、接種後28日経過した者は、自主隔離期間を5日間に短縮し、入国時及び入国後4日目のPCR検査受検を義務付ける。）。日本を含む「グリーン国」からの渡航者については、自主隔離を免除するが、入国時、入国後6日目及び12日目のPCR検査受検を求める（「グリーン国」からの渡航者のうち、ワクチンを2回接種し、接種後28日経過した者は、入国時及び入国後6日目のPCR検査受検のみを求め、12日目の受検は不要）（※「グリーン国」は以下URLを参照。https://visitabudhabi.ae/en/plan-your-trip/covid-safe-travel/permitted-countries）。</p> <p>ドバイ首長国への入国者は、出発前72時間以内に受検したPCR検査の陰性証明書の提示を義務付ける。これに加えて、特定国（日本は含まれない。）からの渡航者については、国籍や渡航目的を問わず、到着時のPCR検査の受検も求める。</p> <p>なお、ドバイ経由のトランジット客の事前PCR検査は、目的国が要求していない限り原則不要であるが、特定国（日本は含まれない。）からの渡航者に対しては求める（※特定国は以下URLを参照。https://www.emirates.com/ae/english/help/covid-19/dubai-travel-requirements/tourists/）。</p> <p>その他の首長国への入国者には、出発前96時間以内に受検したPCR検査の陰性証明書の提示、入国時のPCR検査、PCR検査の陰性結果が出るまでの自主隔離等を義務付ける。</p>
[モロッコ]		
感染症危険情報	入国のための諸条件および注意	入国後の滞在条件
Level3	入国に対する制限は特になし。	<p>ア モロッコ入国に際しての条件は次のとおり。</p> <p>（ア）ビジネス関係者は、モロッコ企業からの招待状を入国時に要提示（招待状は、招待状を発給する企業のレターヘッド（企業のICE、RC番号及び住所を含む）のある用紙にて作成し、署名・押印する必要があり、訪問の目的、招待される外国人の氏名、パスポート番号、入国日及びモロッコ国内での住所を記載することが必要。）。</p> <p>（イ）外国人旅行者：モロッコ国内のホテルの予約確認書を入国時に要提示。</p> <p>イ モロッコ入国時の水際措置は次のとおり。</p> <p>（ア）空路の場合：出発便搭乗時刻の72時間前までに受けたPCR検査の陰性証明書の提示。</p> <p>（イ）海路の場合：出発便乗船時刻の72時間前までに受けたPCR検査の陰性証明書の提示、及び船上での追加のPCR検査の実施。（注：陰性証明書の発行日ではなく、PCR検査日から72時間を起算）</p> <p>（ウ）鼻腔咽頭拭い液によるPCR検査しか認められない（唾液によるPCR検査は認められない。）。</p> <p>（エ）陰性証明書は、医療機関の発行した英語若しくはフランス語のもののみ認められる。また、検査結果を携帯電話等の画面で提示することは認められず、紙で提示する必要がある。</p> <p>（オ）11歳未満の小児は検査不要。</p> <p>ウ 新型コロナウイルス変異株の流行を受け、2020年12月21日以降、54か国（※日本は含まれていない。対象国は以下の参考リンクを参照）からの航空機及び乗客の入国を随時禁止する。 【参考リンク】 https://www.ma.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_00217.html</p> <p>エ また、2021年5月5日から、アラブ首長国連邦、ドバイ（アラブ首長国連邦）、ドーハ（カタール）及びマナーマ（バーレーン）からの全乗客に対して、入国の際の（ア）搭乗時刻前72時間以内に受けたPCR検査の陰性証明書の提出、（イ）メディカル・コントロール及びクイック検査の受検を求める。陽性と判定された場合は、衛生当局が指定する病院に隔離する。</p>
[その他：日本からの渡航者や日本人に対して入国制限措置をとっている国・地域]		[その他：日本からの渡航者や日本人に対して入国後に行動制限措置をとっている国・地域]
アイスランド		アイスランド
		アイルランド
アルジェリア		
		アルバニア
		アルメニア
アンゴラ		
イスラエル		
イラク		イラク
イラン		イラン
		エジプト
		エストニア
エスワティニ		エスワティニ

	エチオピア
エリトリア	
オマーン	オマーン
オランダ	オランダ
	ガーナ
ガイアナ	
カタール	カタール
	ガボン
カメルーン	
	ガンビア
キプロス	
	ギニア
	ギニアビサウ
ギリシャ	ギリシャ
	キプロス
クウェート	クウェート
	クロアチア
	ケニア
	コートジボアール
	コンボ
	コモロ
コンゴ共和国	コンゴ共和国
	ザンビア
	サンマリノ
	シエラレオネ
ジブラルタル	ジブラルタル
ジョージア	ジョージア
ジンバブエ	ジンバブエ
スイス	スイス
スウェーデン	スウェーデン
	スロバキア
赤道ギニア	赤道ギニア
セネガル	
	セルビア
チェコ	
チャド	チャド
	チュニジア
デンマーク	デンマーク
	トーゴ

	ナイジェリア
	ナミビア
	ニジェール
<u>ノルウェー</u>	<u>ノルウェー</u>
	バーレーン
	パレスチナ
<u>ハンガリー</u>	<u>ハンガリー</u>
<u>フィンランド</u>	<u>フィンランド</u>
	ブルガリア
	ブルキナファソ
	ベナン
	ベラルーシ
	ポーランド
	ボスニア・ヘルツェゴビナ
	ボツワナ
<u>ポルトガル</u>	<u>ポルトガル</u>
<u>マダガスカル</u>	
<u>マラウイ</u>	<u>マラウイ</u>
	マリ
	マルタ
	南アフリカ
<u>南スーダン</u>	
	モザンビーク
	モナコ
	モルドバ
	モロッコ
	モンテネグロ
	ヨルダン
<u>ラトビア</u>	<u>ラトビア</u>
<u>リトアニア</u>	<u>リトアニア</u>
	リビア
<u>ルーマニア</u>	<u>リベリア</u>
<u>ルクセンブルク</u>	<u>ルクセンブルク</u>
	ルワンダ
<u>レソト</u>	
	レバノン

※最新の情報は各WEBサイトなどで必ずご確認ください。

＜厚生労働省からのメッセージ＞

●国内で変異ウイルスの感染者が確認された国・地域からの入国者を対象とする日本における水際対策強化に関する新たな措置（昨年12月26日決定）のうち、本年3月19日、検疫の強化の対象国・地域にインドネシアが追加指定されました（<https://www.mhlw.go.jp/content/000756154.pdf>）。なお、この指定による追加の検疫強化措置はございません（1月9日以降、全ての入国者に執られている措置から変更ありません。）。

1 検疫の強化（国内で変異ウイルスの感染者が確認された国・地域からの入国者）

昨年12月26日に決定された日本における水際対策強化に関する新たな措置のうち、本年3月19日、検疫の強化の対象国・地域にインドネシアが追加指定されました。

2 日本への入国・再入国・帰国の際に必要な検査証明・誓約書等

この指定による追加の検疫強化措置はございませんが、全ての入国者・再入国者・帰国者は、出国前72時間以内の検査証明書の提示、空港検疫での検査、並びに、14日間の公共交通機関の不使用、自宅等での待機、位置情報の保存・提示、接触確認アプリの導入等についての誓約書の提出が求められています。検査証明を提示できない場合、検疫法に基づき、日本への上陸が認められませんのでご注意ください。

（注1）日本への入国の際の水際措置の詳細については、厚生労働省ホームページをご確認ください。

（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html）

【上記1の参考：変異ウイルスの感染者が確認された対象国・地域】

外務省及び厚生労働省において確認ができた都度、指定して公表します。

なお、※の国・地域については、当該国・地域内で変異ウイルス感染事例が確認されたわけではありませんが、入国前14日以内に当該国・地域に滞在歴のある新型コロナウイルス感染者から変異ウイルスが検出されたことを踏まえ、予防的観点から指定して公表するものです。

1. 指定日：令和2年12月26日

措置の実施開始日時(日本時間)：令和2年12月30日午前0時

国・地域：アイルランド、イスラエル、イタリア、オーストラリア、オランダ、デンマーク、フランス、ベルギー

2. 指定日：令和2年12月27日

措置の実施開始日時(日本時間)：令和2年12月31日午前0時

国・地域：カナダ（オンタリオ州）

3. 指定日：令和2年12月28日

措置の実施開始日時(日本時間)：令和3年1月1日午前0時

国・地域：スイス、スウェーデン、スペイン、ノルウェー、リヒテンシュタイン

4. 指定日：令和2年12月30日

措置の実施開始日時（日本時間）：令和3年1月3日午前0時

国・地域：アメリカ合衆国（コロラド州）、カナダ（ケベック州）

5. 指定日：令和2年12月31日

措置の実施開始日時（日本時間）：令和3年1月4日午前0時

国・地域：アメリカ合衆国（カリフォルニア州）、アラブ首長国連邦※、ドイツ

6. 指定日：令和3年1月1日

措置の実施開始日時（日本時間）：令和3年1月5日午前0時

国・地域：アメリカ合衆国（フロリダ州）

7. 指定日：令和3年1月5日

措置の実施開始日時（日本時間）：令和3年1月9日午前0時

国・地域：アイスランド、アメリカ合衆国（ニューヨーク州）、スロバキア、フィンランド

8. 指定日：令和3年1月6日

措置の実施開始日時（日本時間）：令和3年1月10日午前0時

国・地域：アメリカ合衆国（ジョージア州）、ジョージア、ナイジェリア※、ブラジル（サンパウロ州）、ルクセンブルク

9. 指定日：令和3年1月8日

措置の実施開始日時（日本時間）：令和3年1月12日午前0時

国・地域：アメリカ合衆国（コネチカット州、テキサス州、ペンシルベニア州）

10. 指定日：令和3年1月9日

措置の実施開始日時（日本時間）：令和3年1月13日午前0時

国・地域：カナダ（プリティッシュ・コロンビア州）、ルーマニア

11. 指定日：令和3年1月11日

措置の実施開始日時（日本時間）：令和3年1月15日午前0時

国・地域：アメリカ合衆国（ミネソタ州）

12. 指定日：令和3年1月13日

措置の実施開始日時（日本時間）：令和3年1月17日午前0時

国・地域：アメリカ合衆国（メリーランド州）、ポルトガル

13. 指定日：令和3年1月19日

措置の実施開始日時（日本時間）：令和3年1月23日午前0時

国・地域：ガーナ※

14. 指定日：令和3年1月20日

措置の実施開始日時（日本時間）：令和3年1月24日午前0時

国・地域：アメリカ合衆国（ユタ州）、オーストラリア、チェコ、ハンガリー

15. 指定日：令和3年1月21日

措置の実施開始日時（日本時間）：令和3年1月25日午前0時

国・地域：中華人民共和国（北京市）

16. 指定日：令和3年1月26日

措置の実施開始日時（日本時間）：令和3年1月30日午前0時

国・地域：アメリカ合衆国（ニュージャージー州、バージニア州）、パレスチナ、ベトナム※（なお、後日、国内で変異ウイルスが確認）

17. 指定日：令和3年1月27日

措置の実施開始日時（日本時間）：令和3年1月31日午前0時

国・地域：ギリシャ、シンガポール、セルビア、ヨルダン

18. 指定日：令和3年1月29日

措置の実施開始日時（日本時間）：令和3年2月2日午前0時

国・地域：エクアドル、北マケドニア、ポーランド、モザンビーク

19. 指定日：令和3年2月1日

措置の実施開始日時（日本時間）：令和3年2月5日午前0時

国・地域：アメリカ合衆国（オレゴン州、サウスカロライナ州、デラウェア州）、カナダ（アルバータ州）、ブルガリア

20. 指定日：令和3年2月3日

措置の実施開始日時（日本時間）：令和3年2月7日午前0時

国・地域：コソボ、トルコ

21. 指定日：令和3年2月5日

措置の実施開始日時（日本時間）：令和3年2月9日午前0時

国・地域：韓国、タンザニア※

22. 指定日：令和3年2月8日
措置の実施開始日時（日本時間）：令和3年2月12日午前0時
国・地域：カタール※
23. 指定日：令和3年2月10日
措置の実施開始日時（日本時間）：令和3年2月14日午前0時
国・地域：チリ、マルタ
24. 指定日：令和3年2月12日
措置の実施開始日時（日本時間）：令和3年2月16日午前0時
国・地域：アメリカ合衆国（ハワイ州）、クアチア、ブラジル（パラíba州）
25. 指定日：令和3年2月17日
措置の実施開始日時（日本時間）：令和3年2月21日午前0時
国・地域：イラン、エストニア、ブラジル（ゴイアス州）、ラトビア
26. 指定日：令和3年2月19日
措置の実施開始日時（日本時間）：令和3年2月23日午前0時
国・地域：アメリカ合衆国（マサチューセッツ州、ミシシッピ州）、イラク、ブラジル（バイア州）
27. 指定日：令和3年2月25日
措置の実施開始日時（日本時間）：令和3年3月1日午前0時
国・地域：カンボジア、ジンバブエ、ニュージーランド、パキスタン※、フィリピン※、ブラジル（アクレ州※、アラゴアス州、リオデジャネイロ州）
28. 指定日：令和3年2月26日
措置の実施開始日時（日本時間）：令和3年3月2日午前0時
国・地域：コスタリカ、ブラジル（リオ・グランデ・ド・ノルテ州）、リトアニア
29. 指定日：令和3年3月3日
措置の実施開始日時（日本時間）：令和3年3月7日午前0時
国・地域：アメリカ合衆国（ネバダ州※）、スロベニア、ボツワナ
30. 指定日：令和3年3月5日
措置の実施開始日時（日本時間）：令和3年3月9日午前0時
国・地域：アルゼンチン、チュニジア、ベネズエラ
31. 指定日：令和3年3月10日
措置の実施開始日時（日本時間）：令和3年3月14日午前0時
国・地域：ウクライナ※、コートジボワール※、ジャマイカ、バングラデシュ※
32. 指定日：令和3年3月12日
措置の実施開始日時（日本時間）：令和3年3月16日午前0時
国・地域：アルバニア、コロンビア、ベラルーシ
33. 指定日：令和3年3月17日
措置の実施開始日時（日本時間）：令和3年3月21日午前0時
国・地域：ケニア※、ネパール※、ロシア（ウリヤノフスク州）※
34. 指定日：令和3年3月19日
措置の実施開始日時（日本時間）：令和3年3月23日午前0時
国・地域：インドネシア
35. 指定日：令和3年3月24日
措置の実施開始日時（日本時間）：令和3年3月28日午前0時
国・地域：インド、ウルグアイ、モルドバ
36. 指定日：令和3年4月1日
措置の実施開始日時（日本時間）：令和3年4月5日午前0時
国・地域：ペルー、ボスニア・ヘルツェゴビナ※
37. 指定日：令和3年4月2日
措置の実施開始日時（日本時間）：令和3年4月6日午前0時
国・地域：カザフスタン
38. 指定日：令和3年4月7日
措置の実施開始日時（日本時間）：令和3年4月11日午前0時
国・地域：アフガニスタン、ジブチ※、モロッコ
39. 指定日：令和3年4月9日
措置の実施開始日時（日本時間）：令和3年4月13日午前0時
国・地域：アルメニア、キューバ※、スリナム、タイ
40. 指定日：令和3年4月14日
措置の実施開始日時（日本時間）：令和3年4月18日午前0時
国・地域：アンゴラ、ウズベキスタン※、赤道ギニア、パラグアイ、ロシア（スヴェルドロフスク州、ダゲスタン共和国）
41. 指定日：令和3年4月21日
措置の実施開始日時（日本時間）：令和3年4月25日午前0時
国・地域：シリア※、トリニダード・トバゴ
42. 指定日：令和3年4月23日
措置の実施開始日時（日本時間）：令和3年4月27日午前0時
国・地域：ボリビア
43. 指定日：令和3年4月28日
措置の実施開始日時（日本時間）：令和3年5月2日午前0時
国・地域：ロシア（トイヴァ共和国、クラスノヤルスク地方）
44. 指定日：令和3年4月30日
措置の実施開始日時（日本時間）：令和3年5月4日午前0時
国・地域：マレーシア、フィジー
45. 指定日：令和3年5月14日
措置の実施開始日時（日本時間）：令和3年5月18日午前0時
国・地域：ウガンダ※、ザンビア、スリランカ※、台湾、香港、モーリタニア、モンゴル、ラオス、ロシア（サハ共和国）

（注2） 外務省感染症危険情報発出国については、外務省海外安全ホームページ（<https://www.anzen.mofa.go.jp/>）を御確認ください。

（注3） 査証制限措置対象国については外務省ホームページを御確認ください。（https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/fna/page4_005130.html）

注：出入国管理及び難民認定法に基づき上陸拒否を行う対象地域（※は今回追加・変更の13か国、全体で159か国・地域）

（アジア） インド、インドネシア、韓国、シンガポール、タイ、台湾、中国（香港及びマカオを含む）、ネパール、パキスタン、バングラデシュ、フィリピン、ブータン※、ブルネイ、ベトナム、マレーシア、モルディブ

（大洋州） オーストラリア、ニュージーランド

（北米） カナダ、米国

（中南米） アルゼンチン、アンティグア・バーブーダ、ウルグアイ、エクアドル、エルサルバドル、ガイアナ、キューバ、グアテマラ、グレナダ、コスタリカ、コロンビア、ジャマイカ、スリナム、セントクリストファー・ネイビス、セントビンセント及びグレナディーン諸島、ドミニカ国、ドミニカ共和国、トリニダード・トバゴ※、チリ、ニカラグア、ハイチ、パナマ、バハマ、パラグアイ、バルバドス、ベネズエラ、ペリウ※、ホンジュラス、ブラジル、ペルー、ボリビア、メキシコ

（欧州） アイスランド、アイルランド、アゼルバイジャン、アルバニア、アルメニア、アンドラ、イタリア、ウクライナ、ウズベキスタン、英国、エストニア、オーストリア、オランダ、カザフスタン、北マケドニア、キプロス、ギリシャ、キルギス、クアチア、コソボ、サンマリノ、ジョージア、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、セルビア、タジキスタン、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、バチカン、ハンガリー、フィンランド、フランス、ブルガリア、ベラルーシ、ベルギー、ポーランド、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ポルトガル、マルタ、モナコ、モルドバ、モンテネグロ、ラトビア、リトアニア、リヒテンシュタイン、ルクセンブルク、ルーマニア、ロシア

（中東） アフガニスタン、アラブ首長国連邦、イスラエル、イラク、イラン、エジプト、オマーン、カタール、クウェート、サウジアラビア、トルコ、バーレーン、パレスチナ、レバノン

（アフリカ） アルジェリア、エスワティニ、エチオピア※、カーボベルデ、ガーナ、ガボン、カメルーン、ガンビア※、ギニア、ギニアビサウ、ケニア、コートジボワール、コモロ、コンゴ共和国、コンゴ民主共和国、サントメ・プリンシペ、ザンビア※、シエラレオネ、ジブチ、ジンバブエ※、スーダン、赤道ギニア、セネガル、ソマリア、中央アフリカ、チュニジア※、ナイジェリア※、ナミビア、ボツワナ、マダガスカル、マラウイ※、南アフリカ、南スーダン※、モーリシャス、モーリタニア、モロッコ、リビア、リベリア、ルワンダ※、レソト※

<関連WEBページ>

[外務省] 新型コロナウイルス感染症に関する水際対策の強化に係る措置について

https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/fna/page4_005130.html

[出入国在留管理庁] 新型コロナウイルス感染症関連情報

http://www.moj.go.jp/isa/covid-19_index.html

- 5月12日、日本において新たな水際対策措置が決定されました。

(<https://www.mhlw.go.jp/content/000778994.pdf>)

- 本件措置の主な点を以下のとおり、お知らせ致しますので、日本への御入国等の際には、御留意いただくとともに、最新の情報を御確認ください。

5月12日、日本において新たな水際対策措置が決定されました。本措置の主な点は以下のとおりです。

インド、パキスタン及びネパールの3か国に、本邦への上陸申請日前14日以内に滞在歴のある在留資格保持者の再入国は、当分の間、特段の事情がない限り、拒否する。上記措置は本年5月14日午前0時から開始する。

(注1) 5月13日までに再入国許可をもって出国した「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、又は「定住者」の在留資格を有する者が、これら3か国から再入国する場合は、原則として、特段の事情があるものとする。5月14日以降に出国した者については、この限りではない。なお、「特別永住者」については、今回の再入国拒否対象とはならない。

(注2) 上記に基づく措置は、5月14日午前0時(日本時間)前にこれら3か国を出発し、同時刻以降に本邦に到着した者は対象としない。

- 5月7日、日本において新たな水際対策措置が決定されました。

(<https://www.mhlw.go.jp/content/000776908.pdf>)

- 本件措置の主な点を以下の1のとおり、またインドにおける検査証明書の取得や日系航空会社直行便についての情報を以下の2のとおり、お知らせ致しますので、日本への御帰国等の際には、御留意いただくとともに、最新の情報を御確認ください。

1 5月7日、日本において新たな水際対策措置が決定されました。本措置の主な点は以下のとおりです。

(1) インド、パキスタン及びネパールからのすべての入国者及び帰国者に対し、当分の間、検疫所長の指定する場所(検疫所が確保する宿泊施設に限る)での待機を求められることとなりました。その上で、入国後3日目及び6日目に改めて検査を行い、いずれの検査においても陰性と判定された者については、検疫所が確保する宿泊施設を退所し、入国後14日間の自宅等待機を求められます。上記措置は、本年5月10日午前0時から開始されます。

(2) また、感染症危険情報レベル3対象国・地域については渡航中止勧告を出しているところであり、特にインド、パキスタン及びネパールへの短期渡航、とりわけ日本への再入国又は帰国を前提とする短期渡航について、当分の間、中止するよう改めて強く要請します。

2 インドにおける検査証明書の取得や日系航空会社直行便についての情報

(1) インドにつきましては、ニューデリー近郊及び各地方都市で比較的安全にPCR検査受検が可能な検査機関を大使館・総領事館より紹介しております。また、日本に帰国するためのPCR検査の予約がなかなか取れない、又は検査証明書の取得に時間を要する等の状況でお困りの在留邦人の皆様の一助とすべく、大使館・総領事館から関係機関に対して便宜を要請する文書をご用意していますので、予約を行う際にはご活用ください。

https://www.in.emb-japan.go.jp/files/20210506_bunsho.html

(2) なお、インドにおける医療提供体制がひっばくする中、PCR検査の即座の受検は困難な場合があります。このため、十分な時間的余裕をもって予約をするなど早めの準備をしていただくことにより、受検及び陰性証明書の入手をより確実にしていただくことが重要です。つきましては、帰国にあたっては、余裕を持ったPCR受検計画を立てるようお勧めします。なお、居住地において帰国のためのPCR検査の受検が困難な方については、所管地域の大使館・総領事館に御相談ください。

(3) 現在、デリーからの日系直行便が週5便運航しているほか、ムンバイやベンガルールからの日系直行便も運航されています。現時点で航空便には十分な数の空席がありますが、予約状況は刻一刻と変化しますので、余裕を持って準備されることをお勧めします。詳細につきましては、各航空会社にお問い合わせください。

- 3月18日、日本において新たな水際対策措置が決定されました。

(<https://www.mhlw.go.jp/content/000755575.pdf>)

- 本件措置の主な点をお知らせ致しますので、日本への御帰国等の際には、御留意いただくとともに、最新の情報を御確認ください。

3月18日、日本において新たな水際対策措置が決定されました。本件措置の主な点は以下のとおりです。

- 緊急事態解除宣言が発せられるまでの間実施することとした以下の措置は、当分の間、継続するものとします。

(1) ビジネストラック及びレジデントラックの一時停止

(2) 全ての国・地域からの新規入国の一時停止

(3) 全ての国・地域への短期出張からの帰国・再入国時における特例措置の一時停止

※ 外務省感染症危険情報発出国については、外務省海外安全ホームページ(<https://www.anzen.mofa.go.jp/>)を御確認ください。

※ 査証制限措置対象国については外務省ホームページを御確認ください。(https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/fna/page4_005130.html)

(問い合わせ窓口)

○厚生労働省新型コロナウイルス感染症相談窓口(検疫の強化)

日本国内から: 0120-565-653

海外から: +81-3-3595-2176(日本語、英語、中国語、韓国語に対応)

○出入国在留管理庁(入国拒否、日本への再入国)

電話: (代表) 03-3580-4111(内線4446、4447)

○外国人在留支援センター内外務省ビザ・インフォメーション

電話: 0570-011000(ナビダイヤル: 案内に従い、日本語の「1」を選んだ後、「5」を押してください。)一部のIP電話からは、03-5363-3013

○海外安全ホームページ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>(PC版・スマートフォン版)

<http://www.anzen.mofa.go.jp/m/mbtop.html>(モバイル版)